

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例要綱案」  
に対して提出された意見とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和8年8月6日(木)から9月5日(土)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する要綱案」についての意見の募集を行った結果、県民、団体等から合計12件の意見が寄せられました。これらの意見に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。なお、取りまとめにあたり、提出された意見の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見の内訳

| 項 目          | 県民等 | 団体等 | 市町 |
|--------------|-----|-----|----|
| 1 改正の理由      | 0件  | 0件  | 0件 |
| 2 改正の概要      |     |     |    |
| (1) 定義       | 0件  | 0件  | 0件 |
| (2) 県の責務     | 0件  | 0件  | 0件 |
| (3) 相談       | 0件  | 0件  | 0件 |
| (4) あっせんの申立て | 0件  | 0件  | 0件 |
| 3 その他        | 0件  | 2件  | 0件 |
| 4 施策に関すること   | 1件  | 9件  | 0件 |
| 合計           | 1件  | 11件 | 0件 |

合計 12件

### 3 提出された意見とそれらに対する県の考え方について

| 番号  | 意見等(概要)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 意見等に関する考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 改正の理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| —   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2   | 改正の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (1) | 定義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| —   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (2) | 県の責務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| —   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (3) | 相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| —   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (4) | あっせんの申立て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| —   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 3   | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 1   | 情報の収集、整理及び提供については、差別解消法第16条第2項において努力義務となっていることから、条例上の義務に位置付けて取り組んでいただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 県では、当事者等からのヒアリングや障害者差別解消相談員による相談業務等を通じて情報を収集するとともに、相談件数や相談事例等を整理し、条例の取組状況として毎年公表しています。こうした取組は、障害者差別解消法に基づき引き続き実施していくものであることから、条例において新たに義務として位置付けることはせず、原案のとおりとします。今後も、こうした情報を障害者差別の解消に向けた取組に活かすとともに、必要な情報の収集、整理および提供を継続してまいります。                                                                                                                                             |
| 2   | ・現状の条例では、障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供に応じない事業者に対する対応条文がなく、実効性がない。今回の改正条例案にも実効性を確保するための見直しがされていない。<br>・差別の禁止や合理的配慮の提供に応じない事業者に対して、必要な指導や対話に応じない場合の罰則を設けることを強く求める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 本条例は、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現することを目的としており、障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決は、当事者間の建設的な対話による相互理解の下に図られることを条例の基本理念に掲げています。このことを踏まえると、事業者等に対する罰則により解決を図ることは、条例の趣旨にそぐわないものと考えており、原案のとおりとします。<br>また、障害者差別解消相談員に相談してもなお解決が見込まれないときは、あっせんに申立てることができることとしており、あっせんに応じない場合には、勧告や公表により解決を図ることができることとしています。<br>今後も引き続き、建設的な対話により障害を理由とした差別の解消に向けて取り組むとともに、県民の皆様への障害等の理解促進を図り、共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。 |
| 4   | 施策に関すること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 3   | 条例の一部改正案について、特に意見はない。<br>ただ、共生社会をつくることを目的としているのであれば、やはり共生社会づくりに必要な価値観の醸成が必要だと思う。<br>発達の段階において、社会性が芽生えその基本が形成される小学校低学年の時期において、学校や学級活動においてそこになじめない又は集団行動が苦手な子供を排除し、別の集団に所属させる。復籍制度を設けてはいるが、年3回程度の交流では逆に違和感しか覚えられないのではない。社会性が築かれる最初の段階で「できること、読めること、集団で行動できること」に価値が置かれ、保育園や幼稚園で一緒に過ごしていた子がいつの間にかいなくなるという多様な価値観を否定し排除されていく環境に身を置いて成長していく社会において、大人になってから多様な価値観を認め共生する社会を築きましようとうたっても、どのように接していいのかわからない戸惑いしかないと思う。<br>糸賀氏がおっしゃった「この子らを世の光に」は絵をかいりダンスができたという力がなくてもすべての子供が発達を保障され、ひとり一人が尊重されるという価値観を社会に根付かせてほしいという思いが込められているのではないと思う。<br>ぜひ、学校教育の在り方から共生社会づくりに向けた取り組みがなされるようにしてほしい。 | いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

| 番号 | 意見等(概要)                                                                                                                                                                                                                                                                              | 意見等に関する考え方                                                                                                                                                                                                                               |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | <p>直接、条例には関係しないかもしれないが、障害者数の障害種別ごとの人数把握ができる仕組みの構築をお願いしたい。</p> <p>現状は手帳数での把握となり、精神障害者と発達障害者の施策を分けるといっても肝心の人数がわからない状態。特に、発達障害者はグレーゾーンも含めると手帳取得者はごく一部である。</p> <p>これは他の障害も同様で、身体障害者手帳保持者といっても、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由が混在しており、それぞれのニーズが異なるにもかかわらず、すべて身体障害者としてくられており、視覚障害者、聴覚障害者の団体からも不満の声がある。</p> | <p>いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきます、共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>                                                                                                                                                                          |
| 5  | <p>ソフト面の情報保障に対する予算化の要望</p> <p>・現状の課題: 物品購入やスロープ設置といったハード面の助成金は整備されているが、手話通訳者や要約筆記者派遣などのソフト面の費用支援が不足している。</p> <p>・理由: 民間事業者の財政が厳しい中、ソフト面での支援コストが障壁となり、きこえない・きこえにくい人への合理的配慮が十分に提供されていない現状がある。</p> <p>・要望: ハード面と同様に、情報保障(手話通訳・要約筆記)にかかる費用についても公的な予算化や助成制度の拡充を求める。</p>                   | <p>合理的配慮の提供に係る助成金は、不特定多数の方の利用が見込まれる事業者等が容易に合理的配慮を提供できるよう、物品の購入や工事の施工、合理的配慮の提供方法に関する研修等の実施を助成の対象としており、情報保障等を含む特定の方を対象とした合理的配慮に係る経費は助成の対象としておりません。しかしながら、障害のある方への情報保障は非常に重要であると認識しており、事業者等による情報保障を含む合理的配慮の提供が進むよう、県として引き続き周知に努めてまいります。</p> |
| 6  | <p>アドボケーター(代弁者・権利擁護者)の役割周知</p> <p>・現状の課題: 権利擁護や意思決定を支援するアドボケーターの存在や役割が十分に知られていない。</p> <p>・要望: 当事者や事業者が利用しやすいよう、周知方法に一層の工夫を取り入れる。</p>                                                                                                                                                 | <p>条例の実効性を担保するためには、地域アドボケーターの存在や役割が重要と考えており、当事者等が相談しやすいよう周知に努めてまいります。</p>                                                                                                                                                                |
| 7  | <p>相談窓口における情報保障の体制整備</p> <p>・現状の課題: 相談に行く際、きこえない当事者自身が手話通訳や要約筆記者の派遣を自ら手配・依頼しなければならない仕組みになっている。</p> <p>・要望: 相談窓口側があらかじめ情報保障の配慮(通訳者の配置など)を標準装備し、当事者が負担なく気軽に相談できる体制を整える。</p>                                                                                                            | <p>相談窓口における情報保障は、障害のある方が気軽に相談できる体制の整備として重要であると認識しています。その一方で、改正条例案において、合理的配慮とは、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な現状の変更、調整等をいい、その実施者の事情に鑑みて社会通念上相当と認められる範囲を超えるものを除くとしています。合理的配慮は個々の状況に応じて取り組まれるものと認識しており、情報保障の体制がより充実するよう、県として障害等の理解促進を図ってまいります。</p>    |
| 8  | <p>トイレ等の出入口での譲り合いの気持ちを持っていただきたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきます、共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>                                                                                                                                                                          |
| 9  | <p>障害者用駐車場の場所に介護の方の車がとめられる場合がある。できれば障害者用駐車場の他に思いやりスペースを確保していただけるとありがたい。</p>                                                                                                                                                                                                          | <p>いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきます、共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>                                                                                                                                                                          |
| 10 | <p>これから開催される県内そして全国の全てのイベントのチケットを スマートフォン必須のスマチケなどの電子チケットに一本化しないほしい。生まれつき手先が不器用で画面が見えづらい障害当事者のためにパソコン1台で手に入る電子チケットの整備や紙チケットとマイナンバーカード利用による会場内への入場を可能にすることを願いたい。加えて鉄道の切符についても紙切符や紙の整理券を同様の理由で残すことを願いたい。</p>                                                                           | <p>いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきます、共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>                                                                                                                                                                          |
| 11 | <p>・障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供に応じない事業者がいることから、条例の趣旨や合理的配慮についてより一層の周知啓発を行われるよう取り組まれない。</p> <p>・「令和7年度障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果からも、条例についての認知度がまだまだ低く、啓発が不十分である。</p>                                                                                                                            | <p>条例等についての認知度の向上が課題と認識しており、より一層の周知啓発により、県民の皆様への障害等の理解促進を図り、共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>                                                                                                                                                   |
| 12 | <p>幼少期から障害や合理的配慮等に関する正しい知識と理解を深めるため、学習の中で子どもたちと障害当事者との交流や体験を踏まえた取り組みが、学校教育の場において実施されるよう取り組まれない。</p>                                                                                                                                                                                  | <p>県教育委員会では、障害のある子どもと障害のない子どもが共に多様な考え方や生き方があることを育めるよう、「交流及び共同学習」を推進しているところです。いただいた御意見を今後の施策を進める上での参考とさせていただきます、共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>                                                                                                |

## 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成 31 年滋賀県条例第 8 号）付則第 3 項の規定に基づき、同条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるため、同条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 障害者、障害を理由とする差別および合理的配慮の定義を改めることとします。（第 2 条関係）
- (2) 県は、事業者による合理的配慮を的確に行うための環境の整備を促進するため、事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとします。（第 4 条関係）
- (3) 県は、相談の申出があったときに講ずる措置に係る業務の質の向上を図るため、障害者、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者に対して、助言を求めるものとするとともに、当該助言を求められた者の守秘義務について定めることとします。（第 7 条関係）
- (4) 相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の当該障害者を支援する者は、当該障害者の権利利益を擁護するため必要があると認める場合に限り、あっせんの申立てをすることができることとします。（第 11 条関係）
- (5) 知事は、相談事案の当事者である障害者に対し、あっせんの申立てに関し、意思決定のための支援その他の必要な支援を行うものとします。（第 11 条関係）
- (6) この条例は、公布の日から施行することとします。